

春日市教育大綱（案）

令和3年度～令和7年度

～「つながる」「はぐくむ」「支え合う」まちづくりのために～

令和 年 月

春 日 市

はじめに

教育大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく教育の振興に関する総合的な施策の大綱であり、春日市の最上位計画である第6次春日市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、教育施策の基本方針を定めるものです。

教育大綱の期間

本大綱の期間は、第6次春日市総合計画の前期基本計画と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

春日市教育大綱

1 共育（共に育てる）の推進

【基本方針】

子どもの豊かな人間性や生きる力をはぐくむため、学校、家庭、地域のそれぞれが、その役割と責任を分かち合いながら連携・協働し、共に育てる「共育」を推進します。

また、家庭や地域の教育力の向上を図り、連携・協働による共育の相乗効果を高めます。

（1）コミュニティ・スクールの推進

子どもの豊かな人間性や生きる力をはぐくむため、学校・家庭・地域の三者が一体となって推進するコミュニティ・スクールの共育の取組を持続可能な形で充実・発展させます。

（2）家庭教育力の向上支援

子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心、自立心を養う重要な役割を担う家庭の教育力の向上を支援するため、保護者の多様な学びの機会や交流の機会の充実を図ります。

（3）地域教育力の向上支援

地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進するため、地域で行われる子どもたちの体験活動や多世代による交流活動の充実を図るとともに、青少年の健全育成に関わる団体の活動を支援します。

2 学校教育の充実

【基本方針】

児童生徒一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、学校教育の充実に取り組み、小学校から中学校までの9年間を通して、豊かな人間性、確かな学力、健康と体力、これら3つのバランスが取れた児童生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、地域と連携し、市民性を育成します。

また、児童生徒が安全・安心かつ快適に学習できる教育環境づくりを推進します。

(1) きめ細やかな指導体制の一層の充実

児童生徒の学力の確かな定着・向上と、自ら課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力をはぐくむとともに、一人一人のつまずきに応じたきめ細やかな指導体制の一層の充実を図ります。

また、専門職を活用して、いじめの防止、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実を図ります。

(2) 児童生徒の心と体づくりの推進

児童生徒の豊かな人間性や健康と体力をはぐくむため、道徳教育、人権教育、体力向上の取組の充実と、学校給食を通じた食育による望ましい食習慣の定着を図ります。

(3) 児童生徒の市民性の育成

児童生徒の社会性や自立心をはぐくむため、コミュニティ・スクールを基盤とする本市独自の「地域を生かす」、「地域を学ぶ」、「地域と学ぶ」、「地域に還す」地域連携カリキュラムを推進します。

(4) 安全・安心な教育環境づくり

学校、家庭、地域、関係機関等の連携による通学路安全点検などの防犯・安全対策を充実するとともに、学校施設の計画的な整備により、安全で快適な教育環境の確保を図ります。

また、児童生徒の自助意識、安全対応能力の向上を図ります。

3 多様な学びの支援

【基本方針】

市民の学びが活発になることは、市民の暮らしの質の向上と地域全体の活性化につながります。多様な学びの実践と学びの成果を生活や地域活動に生かす市民の取組を支援し、だれもが心豊かに生きがいを持って社会に参加し、地域で活躍できる学びの環境を整えます。

(1) 多様な学びの機会の情報提供

市民の学びへの関心と意欲を高めるため、ふれあい文化センターや市民図書館などの公共施設での学習機会や様々な地域課題に関する学習機会、活発な市民の地域活動の情報を様々な媒体を通して提供し、市民の学びと学びを生かした活動につなげます。

(2) つながりを通じる学びの環境づくり

市民が主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会に生かすことができるよう、学びを始めるきっかけづくりを行うとともに、地域活動の実践につながる学びの機会を提供します。

また、関係団体等と連携・協働しながら、学びを通じたつながりを生かして、地域活動の活性化を図ります。

(3) 図書館活用の推進

生涯の学びと暮らしに役立つ公共施設として、市民図書館のサービスの充実と利便性の向上に努めるとともに、ボランティア等と連携・協働し、市民の生涯にわたる多様な学びを支援します。

また、児童生徒の読書習慣や調べる力などを育むため、学校図書館の充実を図ります。

4 文化財の保存・活用

【基本方針】

かけがえのない財産である文化財を次世代へと継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、市民との連携・協働による文化財の保存・活用を図ります。

また、文化財への市民の理解を深めることで、歴史に彩られたふるさと「春日」への愛着や誇りの醸成を図ります。

(1) 文化財の記録・保存

貴重な郷土の文化財を保護するため、発掘調査を実施し、適切な遺跡の記録の作成と保存を図ります。

また、急激な社会構造の変化や継承する担い手の高齢化によって変容・衰退のおそれのある民俗文化財の記録の作成と保存を図ります。

(2) 文化財の整備・活用

市民のふるさとへの愛着と誇りをはぐくむため、文化財の活用に向けた環境整備を進め、市民が文化財について触れる機会を提供します。

また、市民との連携・協働を推進し、文化財の継承を図ります。